

第4版はしがき

本書の初版を出版したのは平成22年であったが、その年の1月31日放送のNHKスペシャルは「無縁社会～無縁死3万2千人の衝撃」であった。そして、令和5年1月23日の朝日新聞朝刊の1面トップは、「相続人なき遺産647億円が国庫入り」という記事であった。相続人のいない人の死亡が増加していることなどを背景として生じている多くの所有者不明土地問題を解消するため、令和3年4月21日、民法等の一部を改正する法律（令和3年法律第24号）が成立し、令和5年4月1日に施行された。

この改正により新設された所有者不明土地管理命令・所有者不明建物管理命令、相続財産の保存に関する規定は、本書が対象としている相続人のいることが明らかでないときにも適用される。また、この改正では、民法952条1項の「相続財産の管理人」を「相続財産の清算人」とすることや、相続債権者および受遺者への請求申出の公告の公告期間満了後に行うこととされていた相続人の権利主張催告の公告を、相続財産清算人選任の公告とともにすることなど、本書に直接にかかわる改正もなされた。

こうしたことから、今回の民法等の一部を改正する法律に対応させるための改訂を行うこととした。今回の改訂は、章や記載順序の変更を伴う大改訂となった。

本書では、相続財産清算人を主として扱い、新設された所有者不明土地管理命令・所有者不明建物管理命令、相続財産の保存に関する規定については、詳細なものとはなっていないことをご容赦願いたい。あわせて、個人的な見解による部分の多いことをご容赦願いたい。

改訂に際しては、民事法研究会の堺紀美子氏と南伸太郎氏とに、さまざまな教示と支援を賜った。心より、御礼を申し上げる。

令和5年7月

水野賢一

はしがき

平成22年1月31日放送のNHKスペシャル「無縁社会～無縁死3万2千人の衝撃」では、引き取り手がなく、自治体によって火葬・埋葬された人が平成20年だけで3万2000人にもものぼるというショッキングな報道がなされた。無縁死となった人の多くは、相続人のいない人であると思われる。相続人や頼れる親類などのいない人の多いことが、社会として望ましいはずはない。しかし、これが現実である。

人が死亡し、その人に相続人のあることが明らかでないとき、民法は、相続財産を法人として、相続財産管理人に管理・清算をさせることとしている。この相続財産管理人は、利害関係人等の請求によって家庭裁判所が選任する。司法統計年報によると、相続財産管理人選任等（相続人不分明）の新受件数は、昭和60年に2567件であったものが、平成20年には1万2382件となっている。残念ながら、今後もこの相続財産管理人選任等（相続人不分明）の新受件数は、増加するものと思われる。

本書は、相続人のあることが明らかでないときにおける実務と書式について解説するものである。無縁死や相続人のいない死が社会として望ましくはないとしても、かかる現実が存在する以上、これを避けるわけにはいかないとの思いで執筆した。個人的な見解による部分も多いが、本書が、より適切な実務運用や書式形成に資することがあれば幸甚である。

本書を出版するにあたっては、民事法研究会の田中敦司氏に、さまざまな教示と支援を賜った。心より御礼を申し上げる。

平成22年7月

水野賢一

1 はじめに

相続は、死亡によって開始する（民法882条）。

もっとも、相続開始の原因は、人の自然的死亡に限られるわけではない。詳しくは後述（第2章参照）するが、失踪宣告および認定死亡も相続開始の原因である。

相続が開始することによって、それまでその人（被相続人）に帰属し、管理されていた財産（相続財産）は、新たな帰属先が確定するまで、誰が管理するのが不明確となる。このため、相続財産が、相続人によって適正に管理されない事態が生じることもある。このことから、令和3年4月に公布された民法等の一部を改正する法律（以下、「令和3年改正」という）は、「家庭裁判所は、利害関係人又は検察官の請求によって、いつでも、相続財産の管理人の選任その他の相続財産の保存に必要な処分を命ずることができる。ただし、相続人が一人である場合においてその相続人が相続の単純承認をしたとき、相続人が数人ある場合において遺産の全部の分割がされたとき、又は第952条第1項の規定により相続財産の清算人が選任されているときは、この限りでない」と規定した（民法897条の2第1項）。

2 相続財産の保存のための相続財産管理人

令和3年改正前の民法では、相続の段階に応じて、家庭裁判所が相続財産の保存に必要な処分をできる旨の規定は存在したが、必ずしも十分とはいえなかった。このため、令和3年改正において、相続が開始すれば、相続の段階にかかわらず、家庭裁判所は、利害関係人または検察官の請求によって、いつでも、相続財産の管理人の選任その他の相続財産の保存に必要な処分を命ずることができることとした（民法897条の2第1項本文、家手法39条別表第1・89）。これにより、相続の段階に応じて設けられていたいくつかの規定は、廃止された。

このため、令和3年改正の施行日（令和5年4月1日）前に民法918条2項（承認または放棄をするまでの相続財産管理人）等の廃止された規定により選任された相続財産管理人は、施行日以後は、令和3年改正による民法897条の2第1項本文によって選任された相続財産の保存のための相続財産管理人とみなされる（令和3年改正民法附則2条1項）。

令和3年改正による民法897条の2第1項本文による相続財産の保存に必要な処分の主なものは、例示されているとおり、相続財産の管理人の選任である（以下、令和3年改正による民法897条の2第1項本文によって選任された相続財産の管理人を「相続財産の保存のための相続財産管理人」という）。

相続財産の保存のための相続財産管理人が選任された場合には、不在者の財産の管理人の規定（民法27条～29条）が準用される（民法897条の2第2項）。民法27条は、財産目録の作成（1項・2項）と家庭裁判所の保存処分命令（3項）を定める。民法28条は、管理人の権限を民法103条に定める行為（①保存行為、②代理の目的である物または権利の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする行為）とし、これを超える行為を必要とするときは、家庭裁判所の許可を得て、その行為をすることができると定める。民法29条は、担保提供と報酬を定めている。

また、相続財産の保存のための相続財産管理人には、家事事件手続法125条の1項から6項までの規定が準用されている（家手法190条の2第2項）。このうち、家事事件手続法125条2項では、家庭裁判所は、管理人に対し、財産の状況の報告および管理の計算を命ずることができるとされている。また、家事事件手続法125条6項では、民法644条・646条・647条および650条を準用している。民法644条は善良な管理者の注意義務を、民法646条は受取物等の引渡義務等を、民法647条は金銭の消費責任等を、民法650条は費用等の償還請求等をそれぞれ定めている。

3 令和3年改正後も存続する相続財産の管理人等

(1) 廃除等審判確定前の相続財産の管理人の選任

推定相続人の廃除等の請求があった後、その審判の確定前に相続が開始したときは、家庭裁判所は、親族等の請求によって、遺産（相続財産）の管理に必要な処分をすることができる（民法895条1項、家手法39条別表第1・88）。この処分の一つに、遺産（相続財産）の管理人の選任がある。

遺産（相続財産）の管理人が選任された場合には、不在者の財産の管理人の規定（民法27条～29条）が準用される（民法895条2項）。民法27条は、財産目録の作成（1項・2項）と家庭裁判所の保存処分命令（3項）を定める。民法28条は、管理人の権限を民法103条に定める行為（①保存行為、②代理の目的である物または権利の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする行為）とし、これを超える行為を必要とするときは、家庭裁判所の許可を得て、その行為をすることができる（民法29条）と定める。民法29条は、担保提供と報酬を定めている。

この廃除等審判確定前の遺産の管理に関する審判事件において選任した管理人については、家事事件手続法125条1項から6項までの規定が準用されている（家手法189条2項）。このうち、家事事件手続法125条2項では、家庭裁判所は、管理人に対し、財産の状況の報告および管理の計算を命ずることができる（家手法189条2項）。また、家事事件手続法125条6項では、民法644条・646条・647条および650条を準用している。民法644条は善良な管理者の注意義務を、民法646条は受取物等の引渡義務等を、民法647条は金銭の消費責任等を、民法650条は費用等の償還請求等をそれぞれ定めている。

(2) 限定承認における相続財産の清算人の選任

限定承認の申述がなされた場合において、相続人が数人ある場合には、家庭裁判所は、相続人の中から、相続財産の清算人を選任しなければならない（民法936条1項、家手法201条3項）。令和3年改正前の民法においては、この

場合に選任される者を相続財産の管理人としていたが、相続財産の保存のための相続財産管理人との区別を明確にするため、令和3年改正において、相続財産の清算人と改められた。この相続財産の清算人は、相続人のために、これに代わって、相続財産の管理および債務の弁済に必要な一切の行為をする（民法936条2項）。なお、限定承認をした相続人が一人の場合において、令和3年改正前民法926条2項で準用していた令和3年改正前民法918条2項（承認または放棄をするまでの間の相続財産の保全に必要な処分）は廃止され、民法926条2項からも当該規定の準用は削除された。

これにより、令和3年改正の施行日（令和5年4月1日）前に民法926条2項（令和3年改正前民法918条2項の準用）によりなされた相続財産の保存に必要な処分は、施行日以後は、民法897条の2による相続財産の保存に必要な処分とみなされる（令和3年改正附則2条1項）。

相続財産の清算人が選任された場合には、民法926条から民法935条までが準用されており（民法936条3項）、限定承認をした相続人が一人の場合における限定承認者のすることが、その職務の内容となっている。このうち、民法926条2項では、民法645条（受任者による報告）・民法646条（受任者による受取物の引渡し等）並びに民法650条1項および2項（受任者による費用等の償還請求等）を準用している。

(3) 財産分離請求後の相続財産の管理人の選任

財産分離の請求があったときには、家庭裁判所は、財産分離の請求後の相続財産の管理について必要な処分を命ずることができる（民法950条2項・943条1項、家手法39条別表第1・97）。この処分の一つに、相続財産の管理人の選任がある。

相続財産の管理人が選任された場合には、不在者の財産の管理人の規定（民法27条～29条）が準用される（民法950条2項・943条2項）。民法27条は、財産目録の作成（1項・2項）と家庭裁判所の保存処分命令（3項）を定める。民法28条は、管理人の権限を民法103条に定める行為（①保存行為、②代理の

〔著者紹介〕

水野 賢一（みずのけんいち）

立教大学卒業。昭和61年弁護士登録（東京弁護士会）。平成5年度～9年度・東京弁護士会、法律研究部、相続・遺言部事務局長。平成8年度～10年度・日弁連法律相談センター事務局長。平成18年度～令和元年度・東京家庭裁判所家事調停委員。平成26年度～平成28年度・東京弁護士会、裁判官の職務情報提供推進委員会委員長。平成26年度～立教大学法学部兼任講師。平成30年度～東京簡易裁判所司法委員。

【事務所】 赤坂見附総合法律会計事務所
東京都港区赤坂3-1-16 BIビル9階

相続人不存在の実務と書式〔第4版〕

令和5年8月26日 第1刷発行

定価 本体 3,800円＋税

著者 水野 賢一
発行 株式会社 民事法研究会
印刷 株式会社 太平印刷社

発行所 株式会社 民事法研究会

〒150-0013 東京都渋谷区恵比寿3-7-16

〔営業〕 ☎03-5798-7257 FAX03-5798-7258

〔編集〕 ☎03-5798-7277 FAX03-5798-7278

<http://www.minjiho.com/> info@minjiho.com

落丁・乱丁はおとりかえします。 ISBN978-4-86556-580-5 C2032 ¥3800E
デザイン／民事法研究会